

令和7年度 豊川市浄化槽設置整備補助金のご案内

◎申請前に必ず市に事前相談をお願いします。

◎申請書に不備がある場合は、申請書を受理できません。(補助金は先着順になります)

申請期間

令和7年4月1日(火)から令和8年2月9日(月)まで

補助対象者

豊川市内において、専用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に居住し、敷地内に設置された既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を合併処理浄化槽に転換しようとする個人

※ただし以下の場合には交付できません。

- ・豊川市税の滞納がある場合
- ・浄化槽法による審査を受けずに浄化槽を設置する場合
- ・専用住宅又はその敷地を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合

補助対象地域

次のいずれにも該当しない地域

- ・下水道が整備された区域又は整備予定の区域
- ・農業集落排水事業計画区域

補助対象

全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽

補助金額(上限額) (以下のとおり 予算の範囲内で先着順に補助します。)

区分	補助率	人槽	上限金額
既存単独処理浄化槽、くみ取便所からの転換 (A)	1 / 2	5	33万2千円
		6～7	41万4千円
		8～50	54万8千円
(A)に伴う既存単独処理浄化槽の撤去	1 / 1	—	+12万円
(A)に伴うくみ取便所の撤去	1 / 1	—	+9万円
(A)に伴う宅内配管工事	1 / 1	—	+30万円

申請・問い合わせ先

豊川市 産業環境部環境課 環境保全係

(豊川市役所 北庁舎2階)

電話0533-89-2141/FAX0533-89-2197

用語解説

既存単独処理浄化槽	し尿のみを処理する、旧来の単独処理浄化槽のこと。
くみ取便所	貯留したし尿を定期的にくみ取る方式の便所のこと。
転換	建築確認申請が必要な増改築を伴わず、既存単独処理浄化槽またはくみ取便所を廃止し、補助対象浄化槽に切り替えること。
撤去費加算	転換のうち、既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の適切な撤去に対し加算する補助費
宅内配管工事費	転換に伴う、浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、住居の敷地に隣接する側溝までの放流管及びますの設置並びに既設の配管の撤去・処分に対し加算する補助費

補助金交付申請

補助金交付申請（工事着工前かつ令和8年2月9日まで）

- ☐ 豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書【様式第1】
- ☐ 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置に係る届出書の写し
- ☐ 浄化槽の設置等に関する工事の請負契約書の写し
- ☐ 浄化槽の設置等に関する工事の請負業者に係る浄化槽工事業登録書又は特例浄化槽工事業者届出書の写し及び浄化槽設備士免状の写し
- ☐ 浄化槽の設置等に関する工事の見積書の写し（撤去費又は宅内配管工事費について補助金の交付を受けようとする場合にあってはそれぞれの内訳が明記されたもの）※¹
- ☐ 配置図及び排水経路図（設置する合併浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管並びにますが明記されたもの）
- ☐ 浄化槽の配置場所の分かる書類
- ☐ 市税等において滞納がないことを証明する書類（申請日前1月か以内に発行されたものに限る。）
- ☐ 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の使用廃止に係る誓約書【様式第2】
- ☐ 専用住宅又はその敷地の貸主による浄化槽設置に係る承諾書（専用住宅又はその敷地を借り受けている場合）
- ☐ 設置しようとする浄化槽に係る登録浄化槽管理表（C票）及び保証登録証の写し（指針の適用がある浄化槽である場合）
- ☐ 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の設置場所の分かる書類及び設置場所の写真
- ☐ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

実績報告

実績報告（完了後 1 か月以内又は令和 8 年 3 月 9 日のいずれか早い日まで）

- ☐ 豊川市浄化槽設置整備事業補助金実績報告書【様式第 5】
- ☐ 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ☐ 浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ☐ 既存単独処理浄化槽の廃止届の写し
- ☐ 施工の写真※²
- ☐ 浄化槽法第 7 条及び第 11 条の規定による水質検査の依頼書及び領収書の写し
- ☐ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（補助事業者が自ら浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、これに代えて自らが浄化槽法第 8 条及び第 9 条に定める浄化槽の保守点検及び清掃の技術上の基準に従った実施ができることを証する書類）
- ☐ 浄化槽又はくみ取便所の清掃実施届の写し（最終のもの）
- ☐ 工事チェックリスト【様式第 6】
- ☐ 産業廃棄物管理票（E 票）の写し（単独処理浄化槽、くみ取便所又は既設配管を撤去した場合）
- ☐ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※1 P 5 ページ 【参考様式】 浄化槽設置整備事業補助金経費内訳を参照

※2 P 6 ページ 浄化槽工事写真撮影時のお願いを参照

補助金受給の流れ

豊川市 環境課に事前に相談する

※事業実施内容と補助対象地域を確認します



申請書類を提出する

申請書に不備がある場合は申請書を受理できません

(補助金は先着順になります)

浄化槽設置工事及び既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去工事前かつ令和8年2月9日まで(予算の範囲内で先着順に補助します)



審査期間として概ね1～2週間程度
(市職員が着工前に現地確認をする場合があります)

申請者へ交付決定通知を送付します



(中間検査を行います。立会いの連絡は7日前までご連絡ください。)
設置工事又は撤去工事



工事完了



※工事は交付決定通知が届いてから着工してください。
※工事の変更・中止をする場合は、事前に補助事業等計画変更申請書を提出してください

実績報告書類を提出する

(完了後1か月以内又は令和8年3月9日のいずれか早い日まで)



浄化槽設置状況を確認後、1か月程度

補助金を指定口座に振り込みします

事業の詳細や様式のダウンロードは、豊川市公式ウェブサイト内「浄化槽設置整備事業補助金制度」ページを参照してください。その他、豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づきます。

浄化槽設置整備事業補助金経費内訳

合併処理浄化槽設置費①					
区 分	規格等	数量	単位	単価	金額
本体費	〇〇型 △△ 〇人槽 型式認定番号 〇〇ー△△	1	基		
据付工事費等	掘削工事 砕石 基礎コンクリート 埋め戻し工事 残土処理	1	式		
電気工事	ブローア据付工事	1	式		
その他	試運転調整	1	式		
小 計					0
消費税及び地方消費税					0
合 計					0
			対象補助額(2/1)		0
			補助限度額		
			補助金額①		

区 分	既存単独浄化槽撤去費又はくみ取便所撤去費②				
	規格等	数量	単位	単価	金額
撤去作業費		1	式		
埋戻し作業費※1		1	式		
処分費		1	式		
小 計					0
消費税及び地方消費税					0
合 計					0
※1 同一箇所に浄化槽を埋設する場合は、掘り出し部の砂(土)埋め戻し作業費用は対象外			補助限度額		
			補助金額②		

区 分	宅内配管工事③				
	規格等	数量	単位	単価	金額
材料費		1	式		
流入管工事※2 放流管工事		1	式		
既存配管撤去費※3					
配管処分費		1			
小 計					0
消費税及び地方消費税					0
合 計					0
※2 便所、台所、洗面所、風呂等からの排水に係るものに限る			補助限度額		300,000
※3 配管業者又は処分先			補助金額③		

補助金額合計①+②+③ 0

豊川市浄化槽設置整備事業補助金工事写真撮影時のお願い

- 1 浄化槽設備士が実地に工事を監督していることを証する写真
全景と浄化槽設備士本人の顔、浄化槽工事業者登録票、工事名の看板が書かれているホワイトボード又は黒板の文字が判読できる写真をカラー印刷してください。
- 2 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所全体の写真
- 3 基礎工事の状況を示す写真
 - (1) 掘削完了（深さが分かるようスケールを立てる）
 - (2) 水が出たらカマ場にて水中ポンプを使用している所
 - (3) 基礎砕石転圧完了（栗石地業の実施、長さ、幅、厚みが分かるようにする）
 - (4) 基礎コンクリート（水準器、長さ、幅、厚みが分かるようにする）
- 4 据付工事の状況を示す写真
 - (1) 保安工事（矢板など地盤の崩壊を防止する必要がある場合）
 - (2) 浄化槽本体設置（浄化槽本体の記号が写るようにする。水準器で確認している所が分かるようにする）
 - (3) 埋め戻し工事（水張り、水締め、ホース、水準器、突き棒、ランマー等、埋め戻し土砂、プレートも明示する）
 - (4) 埋め戻し完了
- 5 かさ上げの状況を示す写真
 - (1) かさ上げ工事（高さ30センチ以内を明示する）
 - (2) マンホール蓋の高さからバルブ等の操作が可能であることが分かるようにする
- 6 工事経過写真
 - (1) 導入管、放流管、導入マス、放流マス工事
 - (2) ブロアー、上部スラブが設置されていることが分かるようにする
 - (3) 着手前、施工中、工事完了
- 7 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の廃止が確認できる写真
 - (1) 撤去の場合は、解体工事の作業工程が分かる写真
 - (2) 廃止の場合は、埋め殺しにせず、雨水貯留以外に使用できないことが分かる写真